

中野区居住支援協議会の設立について

区では、民間賃貸住宅への住み替え支援として窓口での相談体制やあんしんすまいパック等の入居促進支援を行ってきた。今般、更に住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、「住宅セーフティネット法」に基づく居住支援協議会を設立し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅のオーナーに対する支援や情報提供を進めていく。

1 目的

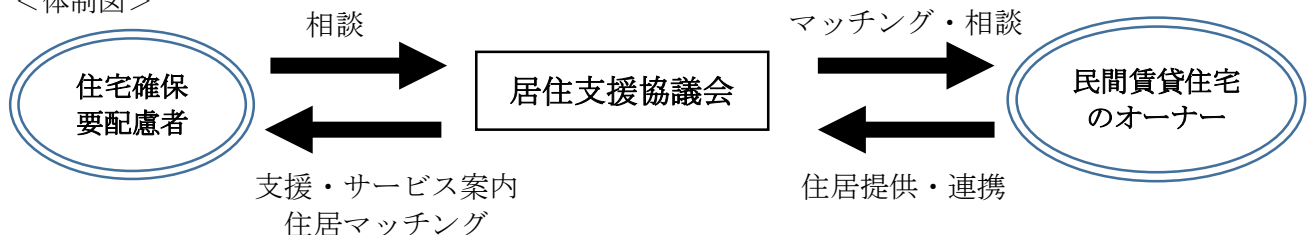
住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者等）の民間賃貸住宅への入居促進に留まらず、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅のオーナーの双方に対し、行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、入居前から退去時まで切れ目ない適切な支援を実施する。また、居住支援に関する情報を関係者間で共有するとともに、現行の仕組みで不足している支援策について住宅部門、福祉部門が横断的に協議、検討することで単体では解決できなかった課題が、共同による取組で解決されることを目指す。

（設置根拠：住宅セーフティネット法第51条に規定）

2 相談体制

住宅確保要配慮者が相談しやすい身近な相談窓口等において相談を受け付ける。相談を受ける中で入居にあたり必要となる要件を充たすための支援（生活支援、入居支援）等関係団体間で検討し、住宅確保要配慮者の同意の下、民間賃貸住宅等とマッチングを行う。

<体制図>



3 期待できる効果

(1) 様々な事業展開

不動産関係団体や居住支援団体等との連携により、住宅政策に関する様々な事業展開の足がかりとしての役割が期待できる。

(2) 福祉政策と住宅政策の連携

住宅部門（不動産）と福祉部門がこれまで以上に緊密に連携することで、住宅確保要配慮者へのきめ細やかな相談対応が可能となる。

(3) 相談する際の利便性向上

福祉や不動産の各種専門職が連携し横断的に対応することで、相談者はワンストップで相談が可能となり負担が軽減できる。

4 構成団体

相談支援業務に関わりが深い団体を中心に構成する。必要に応じ構成団体を増やしていく。

<住宅部門>

- 公益社団法人（全日本不動産協会中野杉並支部、東京都宅地建物取引業協会中野区支部）
- 居住支援法人
- 区：都市基盤部（住宅課）※事務局は住宅課が担う。

<福祉部門>

- 民生児童委員協議会 ○地域包括支援センター ○障害者相談支援事業所
- 地域生活支援センターせせらぎ ○社会福祉法人 中野区社会福祉協議会
- 区：地域支えあい推進部（地域包括ケア推進課、地域活動推進課、すこやか福祉センター）
- 区：健康福祉部（生活援護課、障害福祉課）

5 今後の予定

- 令和3年3月 居住支援協議会設立
- 4月 運営開始